

○鯖江広域衛生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

（平成7年3月31日）
（条例第2号）

改正 平成28年3月31日条例第3号

鯖江広域衛生施設組合職員の勤務時間に関する条例（昭和58年鯖江広域衛生施設組合条例第11号）の全部を改正する。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づく職員の勤務時間、休日および休暇に関しては、鯖江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鯖江市条例第2号）の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 鯖江広域衛生施設組合職員の休日および休暇に関する条例（昭和58年鯖江広域衛生施設組合条例第12号）は、廃止する。

（施行期日）

附 則（平成28年条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。